

官民による若手研究者発掘支援事業
「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」に係る
事務処理補足マニュアル

2026年4月1日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

はじめに

<本マニュアルの位置づけ>

「官民による若手研究者発掘支援事業／共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」の実施にあたっては、「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」を適用します。しかしながら、「官民による若手研究者発掘支援事業／共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」特有の取り扱いもありますので、事務処理の補足として、本マニュアルを取り扱ってください。

当該事業は「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」」に基づき、事業を実施します。

なお、「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」と類似の記載内容がある場合には、本マニュアルの記載が優先されますので、ご注意ください。

本マニュアルは、必要に応じて内容を更新します。必ず最新版を参照願います。

【参考】

① 「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_manual_2026.html

② 「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_wakateshien-2.html

【略称】

交：官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

※本マニュアル中、例えば<交 ○-○-○>との記載は、「官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」」関係の事項という意味です。

< 目 次 >

1. NEDO 担当者との連絡方法	4
2. NEDO からの補助対象	4
3. 交付申請の流れ	4
3-1 経費計上の基本原則	5
4. 交付申請時の提出書類	5
5. 補助対象費用一覧	6
6. 合意書の提出	7
7. 共同研究フェーズとの連携	7
8. 研究員費として計上できる経費	7
9. 実用化状況報告書の作成・提出	7
10. 収益納付額の算出	8
11. 計画変更	8
12. 実用化提案書	8
13. 知的財産権の取扱い	9
14. 様式について	10
(参考) 関連交付規程	11

1. NEDO 担当者との連絡方法

本事業における NEDO 担当者とのやりとりは、原則、メールを用いて実施します。

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：1-1 などにおいて、PMS を利用すると記載されていますが、本事業の全ての手続きはメールを用いて実施します。

(プロジェクトマネジメントシステム (PMS) を利用しません。)

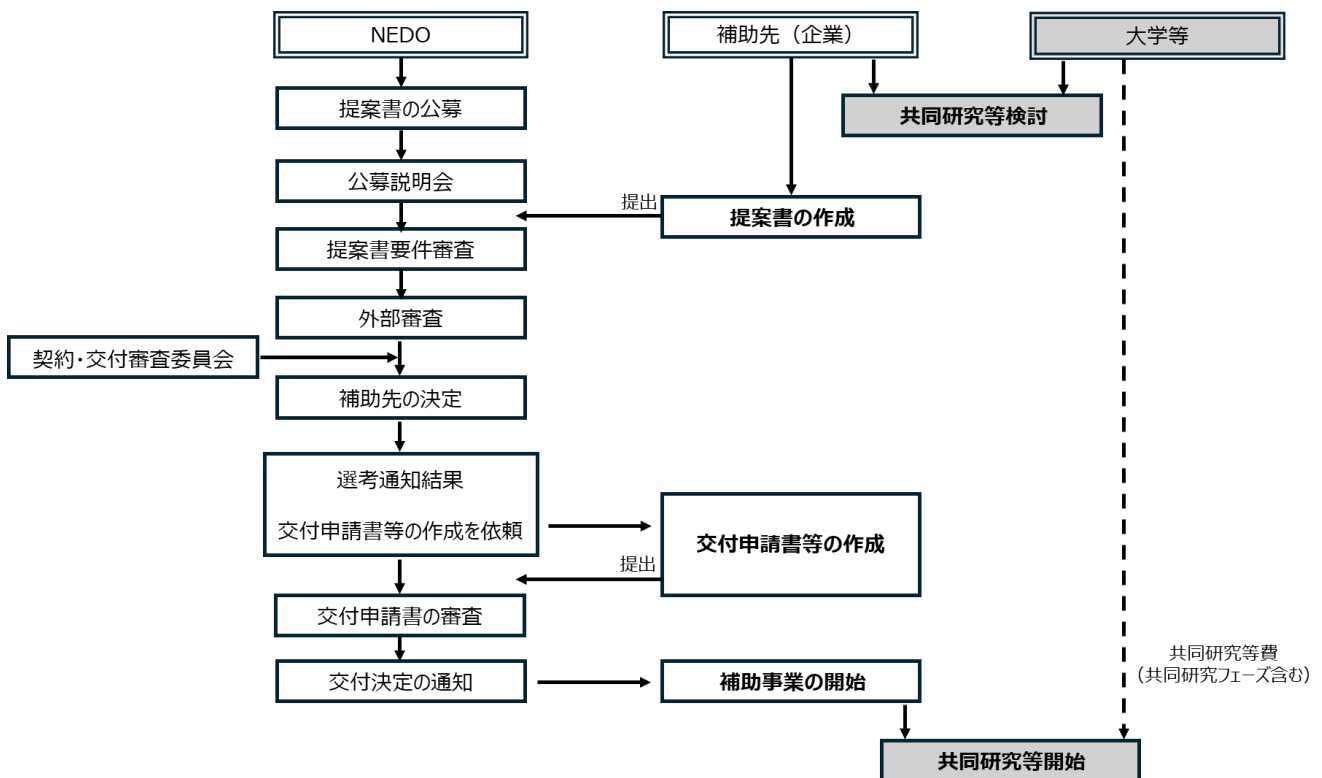
2. NEDO からの補助対象

本事業における NEDO からの補助対象は、公募要領に記載のとおり、補助先となる企業のみであり、「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：2-2-2、2-5 などに記載のある「補助先が補助事業の一部の委託等を予定、委託・共同研究に係る契約」をすることはできません。

3. 交付申請の流れ

以下に本事業の交付申請に係る事務手続フローを示します。

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：2-1 の表から追記した箇所は、グレー色箇所で表示しています。



3-1 経費計上の基本原則

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」: 3-1-2 などの留意点の解釈を記載します。

●流用に関する留意点

【流用とは大項目間の金額配分を変更すること】

交付決定通知書の補助対象費用の各費目のⅠ～Ⅲの経費の執行について、発生額が交付決定時の金額を下回る費目と超える費目がある場合、その費目の間で交付決定時の金額配分を変更することをいいます。流用は補助事業期間中の当該年度の最終検査時において、経費発生調書の書類上で流用します。

設備や機器は実施計画に記載する必要がありますので、流用での対応はできません。変更届や変更申請の提出が必要ですので、事象が発生する場合は、事前に NEDO 担当者に相談ください。

4. 交付申請時の提出書類

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」: 2-2-3 などと異なり、当該事業は「PMS 利用申請書」はありません。

本事業における交付申請時の提出書類は以下のとおりです。

- ・補助金交付申請書(様式第1)
- ・補助事業実施計画書(添付資料1(別紙1、別紙2))
- ・実用化提案書(添付資料2)
- ・官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請についての合意書(添付資料3)

5. 補助対象費用一覧

＜交（別記）＞

「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：2-2-4-1 などと異なり、「IV委託費・共同研究費」は補助対象費用の費目ではありません。

本事業は間接経費の計上はできません。（共同研究フェーズでは直接経費の30%まで可）

本事業においては、当該補助事業の研究開発に直接関わる以下の経費を、補助対象費用とすることができます。

補助対象費用（内容）＜企業＞

項目		
大項目	中項目	小項目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費	補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費	プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費	補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費	補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。
III その他経費	1. 消耗品費	補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費	①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費	補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。
	4. 諸経費	上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費等。

※大学の経費で設備品や消耗品、学会参加、出張費等の支出をした場合は計上できませんので、ご注意ください。（企業名での経理処理が必要）

計上可否で不明な点（特に、労務費等）は、NEDO 担当者にご確認ください。

6. 合意書の提出

<交9-1-32>

交付規程等に記載のとおり、交付申請の際に「合意書」を添付してください。合意書の署名者は『企業＝主任研究者、大学等＝指導教員』となります。

本事業では、大学等と企業との間で共同研究等がなされることを前提として実施するものであることから、本合意書によって、大学等と企業との間の共同研究等の内容、期間等を証していただきます。

7. 共同研究フェーズとの連携

<交5-1-3>

本事業は、「官民による若手研究者発掘支援事業」基本計画に記載する「共同研究フェーズ」での事業成果の実用化が加速すると考えられる基礎又は応用研究を行うものであることから、本事業の交付申請書の内容も「共同研究フェーズ」の交付申請書と連携した内容としてください。

なお、共同研究フェーズが中止・廃止・継続不可（中間評価不通過等）の場合、本フェーズも同時に中止（廃止）となります。

8. 研究員費として計上できる経費

<交4-1-2、交 附則>

「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：3-3-1 などと異なり、主任研究者には、年齢制限があります。

研究員費として計上できるのは、補助事業に直接従事した研究員のうち、「交付申請書に主任研究員として登録された者」（主任研究者は、補助先の従業員等としての身分を有する者で、補助事業の開始年度の4月1日時点において、45歳未満（ただし、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者については、補助事業の開始年度の4月1日時点において、50歳未満であること）であり、かつ補助事業を実施する大学等の博士（後期）課程に在籍していること。）に対する人件費です。

9. 実用化状況報告書の作成・提出

<交24>

「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：8-1 などのうち「企業化状況報告書」は「実用化状況報告書」に読み替えて対応ください。

補助先は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、「実用化状況報告書」（様式第19）をNEDOへ提出してください。実用化状況報告書は、当該補助事業に係る過去1年間の実用化状況について、補助先の毎会計年度決算確定後20日以内に提出してください。

提出時期については、補助先の会計年度の関係上、第1回目分の報告対象期間が1年間に満たない場合には、補助先の翌会計年度分（第2回目分）と合わせて報告してください。（収益がある場合、

第1回目分は期間按分にて収益納付額を算定してください。(対象期間が1年未満となる第5回目分も同様です。)

10. 収益納付額の算出

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：8-2、8-3のうち「企業化状況報告書」を「実用化状況報告書」に読み替えて対応ください。

実用化状況報告書等により、補助先に補助事業に基づく収益があったとNEDOが認めたときは、補助先はNEDOの求めに応じて収益の一部を納付していただきます。収益納付額算出方法は、「(詳細版)課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」の算出等に準じます。補助事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした補助金確定額1%に満たない場合は、その年度は収益納付対象外とします。

11. 計画変更

＜交3-1-3、交4＞

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：9-1の表に、以下の内容を追加します。以下に示す表を参照ください。なお、9-2～9-6の手続き等も合わせてご確認ください。

補助事業の内容に変更がある場合には、事前にNEDO担当者まで相談ください。

変更に係る手続は、「計画変更承認申請書」(様式第6)、「計画変更届出書」(様式第7)による場合の2種類があります。変更内容によって、以下の手続が必要になります。

計画変更の種別一覧 (追加内容)

手続の種類	変更内容 (例)
(1)変更承認申請： 交付決定 (変更)	補助事業の金額 (総額) または期間の変更がある場合 ▶ 補助対象費用及び補助金の額を変更する時 (大学等との共同研究等費に変更があった場合であって、NEDOが指示する時を除く)
(2)変更承認申請： 変更承認	補助事業に「主要な変更」がある場合 ▶ 主任研究者を変更する時※1

※1 主任研究者の変更には研究経歴書を提出していただくことがあります。

12. 実用化提案書

＜交23-2＞

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：9-7などで、手続きをご確認ください。

交付申請時に提出いただく「実用化提案書」は、当該補助事業の研究成果が、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等を通じて、我が国の経済活性化の実現にどのように資するかという観点を踏まえて記載していただきます。

また、事業実施中に補助先において経営環境又は経営体制に著しい変化が予定され、交付申請書の添付資料2の「実用化提案書」を変更する場合は、「計画変更承認申請書」（様式第6）を提出し、NEDOの承認を受けてください。

申請に際しては、以下の点に留意ください。必要に応じて、NEDO担当者から改善を求める場合があります。

1.3. 知的財産権の取扱い

<交9-1-19>

「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」：13-1-1 などをご参照ください。

補助事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。したがって、事業完了後、委託業務でいう「成果報告書」（中間年度は中間年報）の提出は不要です。

補助期間中は「実績報告書（様式第4）補助事業結果報告書（別紙1）」にて、事前にNEDO担当者までメールにて連絡・ご報告ください。

補助事業年度の終了後5年以内に、補助事業の成果を学術誌等で発表した場合、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得した場合及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、「実用化状況報告書」（様式第19）にて報告してください。

1.4. 様式について

「(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル」に記載の様式について、本事業では以下のように読み替えてご使用ください。

様式対応一覧

課題設定型産業技術開発費補助事業	官民による若手研究者発掘支援事業「共同研究フェーズ(企業人材博士課程派遣型)」
様式第1 課題設定型産業技術開発費補助金交付申請書	様式第1 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請書
様式第1別紙1	様式第1添付資料1 補助事業実施計画書
様式第1別紙2	様式第1添付資料1別紙1 体制表
	様式第1添付資料1別紙2 積算表
	様式第1添付資料2 実用化提案書
	様式第1添付資料3 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請についての合意書
様式第2 交付決定通知書	様式第2 交付決定通知書
様式第3 課題設定型産業技術開発費補助金に係る事故報告書	様式第3 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る事故報告書
様式第4 課題設定型産業技術開発費補助金に係る実績報告書	様式第4及び様式第4別紙1 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る実績報告書
様式第4別紙2 収支報告書	様式第4別紙2 収支報告書
様式第4別紙3 経費発生調書	様式第4別紙3 経費発生調書
様式第5 課題設定型産業技術開発費補助金に係る成果発表及び産業財産権等届出書	
様式第6 課題設定型産業技術開発費補助金交付申請取下げ届出書	様式第5 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付申請取下げ届出書
様式第7 課題設定型産業技術開発費補助事業計画変更承認申請書	様式第6 官民による若手研究者発掘支援事業費補助事業計画変更承認申請書
様式第8 課題設定型産業技術開発費補助事業計画変更届出書	様式第7 官民による若手研究者発掘支援事業費補助事業計画変更届出書
様式第9-1 課題設定型産業技術開発費補助事業承継承認申請書	様式第8-1 官民による若手研究者発掘支援事業費補助事業承継承認申請書
様式第9-2 課題設定型産業技術開発費補助事業承継承認申請書	様式第8-2 官民による若手研究者発掘支援事業費補助事業承継承認申請書
様式第10 確定通知書	様式第10 確定通知書
様式第11-1 課題設定型産業技術開発費補助金概算払請求書	様式第9-1 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金概算払請求書

様式第11-2 振込指定口座番号登録申請書	様式第9-2 振込指定口座番号登録申請書
様式第12 課題設定型産業技術開発費補助金精算払請求書	様式第11 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金精算払請求書
様式第13 課題設定型産業技術開発費補助金に係る財産処分による収入金報告書	様式第12 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る財産処分による収入金報告書
様式第14 取得財産等管理明細表	様式第13 取得財産等管理明細表
様式第15 課題設定型産業技術開発費補助金に係る財産処分承認申請書	様式第14 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書
様式第16 課題設定型産業技術開発費補助金交付決定の中止（廃止）承認通知書	様式第15 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付決定の中止（廃止）承認通知書
様式第17 課題設定型産業技術開発費補助金返還報告書（取消に係るもの）	様式第16 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金返還報告書（取消に係るもの）
様式第18 課題設定型産業技術開発費補助金返還報告書（確定に係るもの）	様式第17 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金返還報告書（確定に係るもの）
様式第19 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書	様式第18 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書
様式第20 課題設定型産業技術開発費補助金に係る企業化状況報告書	様式第19 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る実用化状況報告書
様式第21 課題設定型産業技術開発費補助金に係る納付免除申請書	様式第20 官民による若手研究者発掘支援事業費補助金に係る納付免除申請書

（参考）関連交付規程

- ・課題設定型産業技術開発費補助金交付規程

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_20250331.html

- ・官民による若手研究者発掘支援事業費補助金交付規程「共同研究フェーズ（企業人材博士課程派遣型）」

https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_wakateshien-2.html

以上